



下京区民

# 水災害対応マニュアル

(令和3年6月改訂版)

## 目次

平常時(日頃)	STEP 1 日頃からの準備	
	防災は日頃の備えとコミュニケーションが大切	……1
気象警報	STEP 2 避難行動の確認	
	水害時の避難行動 = 指定緊急避難場所に向かうことではありません	……2
避難行動等	STEP 3 天気予報や河川水位の確認	
	避難指示などの避難情報は河川の水位を基準に発令されます	……4
参考資料	STEP 4 避難行動	
	避難行動は細心の注意と助け合い・支え合いが大切です	……9
参考資料	STEP 5 指定緊急避難場所	
	保存食や飲料水等の支給はされません	……15
参考資料	被災に遭われた場合の支援制度について	……16
	指定緊急避難場所開設～閉設の流れ (自主防災会・施設管理者)	……20

## 防災は日頃の備えとコミュニケーションが大切

## ● 指定緊急避難場所への避難経路を確認する

平成30年台風21号では強風で多く倒木が発生し、道路を一時通行できない状況が発生しました。細街路(道幅4m未満)、袋路や段差などを確認し、安全に避難できる経路を確認しましょう。また、氾濫する危険がありますので、河川には近づかないようにしましょう。

## ● 転ばぬ先の杖

「令和元年房総半島台風(令和元年台風15号)」では千葉県で長期に渡り、大規模停電や通信途絶が発生しました。日頃から懐中電灯や保存食・飲料水などを準備しましょう。

## ● 遠くの親戚より近くの他人

災害はいつ起こるか分かりません。災害の規模が大きくなるほど発災時、公助が行き届かなくなり、阪神淡路大震災では倒壊した家屋から救出された7割の方がご近所の方々によって救出されています。

水害では想定される最大の浸水の深さより高い場所に避難しますが、ひとりでは自宅の2階に行けない高齢者等も多くおられます。日頃から顔の見えるお付き合いを心がけ助け合しましょう。

## チェックリスト

- 自宅から指定緊急避難場所まで安全に避難できる経路を確認する。
- 薬、保存食、飲料水の備蓄を確認する。  
(指定緊急避難場所では飲食類や毛布の支給はされませんので、各自で準備する必要があります。)
- 停電時に備え懐中電灯等を準備する。
- ご近所とのコミュニケーションができています(防災訓練に参加している)。
- 感染症対策のため、マスク、アルコール消毒液等の準備をする。



平成30年台風21号による被害状況(下京区内)

家族でマイ・タイムラインを作ってみよう!



災害に備えて自分自身が取るべき行動をあらかじめ決めたものが「マイ・タイムライン」です。家族や地域で相談しながら、それぞれの「マイ・タイムライン」を作ってみませんか。

マイ・タイムライン作成はこちらから



# 水害時の避難行動 = 指定緊急避難場所に向かうことではありません

## ① 京都市水害ハザードマップで想定される浸水の深さ区域を確認する

平常時(日頃)

**洪水浸水想定区域**  
想定される最大の浸水の深さ

5m以上	2階の屋根以上が浸水
3~5m未満	2階の屋根まで浸水
0.5~3m未満	2階の床下まで浸水
0.5m未満	1階の床下まで浸水

**立退き避難が必要な区域**  
(建物の倒壊が想定される区域)

堤防が削られて...  
 全ての建物の倒壊が想定される区域

水の流れによって...  
 木造の建物の倒壊が想定される区域

## ② 適切な避難行動をとる

立退き避難区域でなく浸水想定  
の深さより高い場所に避難できる場合

**垂直避難**  
屋内安全確保  
自宅・建物内の高い場所へ避難

浸水の深さが建物より高い場合

**水平避難**  
指定緊急避難場所  
※各学区の避難場所は避難準備等の発令  
(エリアメール)の際に、お知らせします。

立退き避難が必要な区域の場合

避難場所には飲み物・食料類は用意  
されていません。各自で準備しましょう。

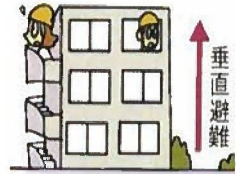
## チェックリスト

- 京都市水害ハザードマップで自分の住んでいる地域が立退き区域か確認する。
- 京都市水害ハザードマップで自分の住んでいる地域の浸水域や浸水の深さを確認する。
- 避難行動を確認する(垂直避難か、水平避難か)

## ● 垂直避難(高い場所へ避難する)

激しく雨が降る中での避難行動は危険です。特に夜間時の避難や内水氾濫が発生している場合は特に危険な状況になります。

「京都市水害ハザードマップ」で自分の住んでいる地域が「立退き避難区域」でなく、かつ浸水想定  
の深さより高い場所に避難できる場合は垂直避難  
しましょう。(例：浸水想定  
の深さが3メートル未満の場合は2階に避難する)



## ● 水平避難(浸水区域から避難する)

河川の氾濫等による浸水想定域から浸水しない場所へ避難することが基本となります。ただし、山間部など土砂災害が発生する地域へ避難してはいけません。



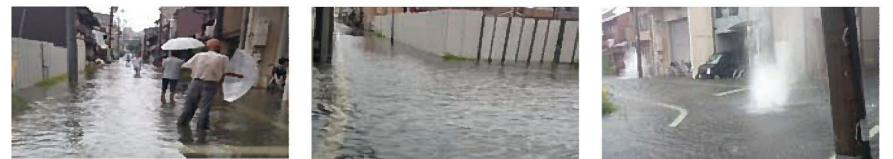
## ※ 水平避難しなければならない地域

①「京都市水害ハザードマップ」を確認し、自分の住んでいる地域が立退き避難区域ならば「指定緊急避難場所」へ避難してください。下京区では、永松学区、有隣学区、稚松学区、菊浜学区、崇仁学区の一部の地域が「立退き避難区域」に指定されています。

※立退き避難区域：堤防が削られて全ての建物の崩壊が想定される区域、もしくは水の流れてによって木造の建物の倒壊が想定される区域

②「京都市水害ハザードマップ」で自分の住んでいる地域の想定される浸水の深さを確認し、住宅の2階など浸水の深さより高いところに避難できない方は「指定緊急避難場所」へ避難してください。

(例：浸水の深さが3メートル未満であっても、平屋住宅に住んでおられる場合)



平成 28 年 8 月 16 日下京区内 集中豪雨による内水氾濫が発生

※内水氾濫は市街地に降った雨が、短時間で排水路や下水管に一拳に流入し、雨水処理能力を超えてあふれ、市街地の建物や土地、道路などが浸水します。内水氾濫ではマンホールの蓋がずれる、道路と側溝の境がわかりづらくなるなど避難行動に危険が伴います。

平常時(日頃)



## 避難指示などの避難情報は 河川の水位を基準に発令されます

### ●河川水位と危険度レベル

河川の水位が高くなるにつれて、氾濫する危険性が高くなります。  
河川に設置された観測所の水位に応じて段階的に避難情報が発令されます。

### ●避難情報対象学区

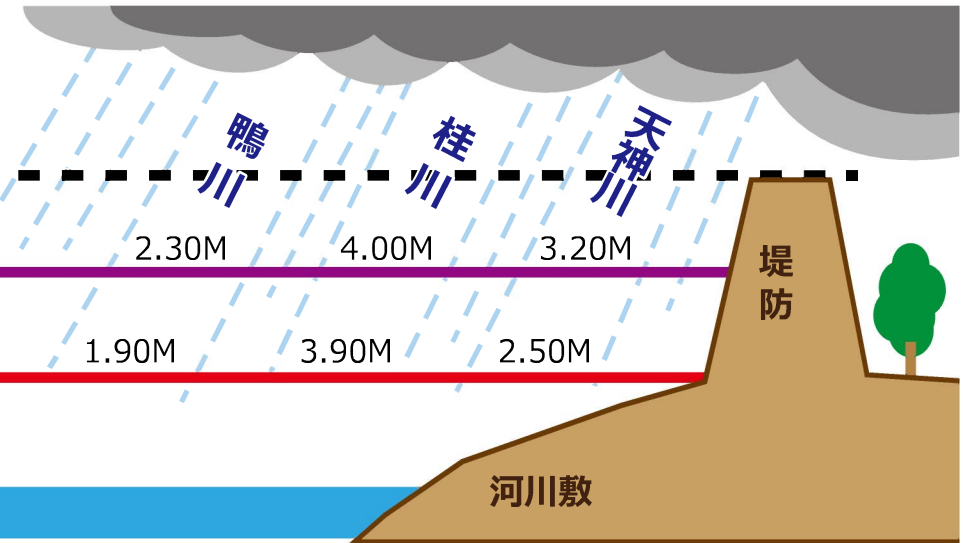
- 鴨川 …… 全学区対象
- 桂川 …… 七条・西大路・七条第三学区
- 天神川 …… 大内・光徳・七条・西大路・七条第三学区

↓(警戒レベル5) 緊急安全確保 (河川氾濫等)

↓(警戒レベル4) 避難指示 発令水位

↓(警戒レベル3) 高齢者等避難 発令水位

↓ふだんの水位



※水位観測所(鴨川…荒神橋位観測所, 桂川…桂水位観測所, 天神川…西院水位観測所)

気象警報

気象警報

### ●河川のイメージ



ふだんの水位



(警戒レベル3)  
高齢者等避難

移動するのに時間を要する方は  
避難行動を始めてください。



(警戒レベル4)  
避難指示

避難行動を始めてください。



(警戒レベル5)  
緊急安全確保  
(河川氾濫等)

※令和3年5月の災害対策基本法改正による従来の「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。

## ●河川水位の確認

「避難指示」などの避難情報は、河川の水位を基準に発令されます。  
 「京都府河川防災情報」のホームページでは、リアルタイムに河川の水位を確認できますので、河川の水位を参考にしてください。

京都府河川防災情報

表示時刻設定: 現在

水位観測所

現在の水位

管理番号	河川名	観測所名	所在地	最新観測時刻	警報値				河川水位 [m]	前差 水位 差分 [m]	洪水 予報	水位 異常	水防 警報
					水防開始 水位 [m]	注意水位 [m]	避難開始 水位 [m]	警戒水位 [m]					
京都土木	鴨川	上黄茂	京都市北区上黄茂十三石山	2019/04/17 15:30	1.20	2.00			→ 0.66	0.00	-	-	-
京都土木	鴨川	仲山本橋	京都市左京区菅野合井町	2019/04/17 15:30					→ 0.76	0.00	-	-	-
京都土木	鴨川	荒神橋	京都市左京区菅野河原町	2019/04/17 15:30	0.80	1.60	1.90	2.30	→ 0.12	0.00	○	-	○
京都土木	鴨川	東松ノ木橋	京都市南区東九条東松ノ木	2019/04/17 15:30					→ 0.55	0.00	-	-	-
淀川河川	鴨川	深瀬(国)	京都市伏見区深瀬向河原	2019/04/17 15:30	1.50				→ 0.19	0.00	-	-	-
京都土木	鴨川	小坂橋	京都市伏見区中興秋ノ山町	2019/04/17 15:30					↑ 0.84	0.01	-	-	-
京都土木	高野川	大原	京都市左京区大原上野町	2019/04/17 15:30	1.10	1.70			→ 0.27	0.00	-	-	-
京都土木	高野川	松ヶ崎橋	京都市左京区山崎川端町	2019/04/17 15:30					→ -0.03	0.00	-	-	-
京都土木	岩倉川	岩倉	京都市左京区岩倉大馬場町	2019/04/17 15:30					→ 0.15	0.00	-	-	-
京都土木	西尾瀬川	稲穂橋	京都市南区上田町北坪半町	2019/04/17 15:30	1.90	2.40			↓ 0.36	-0.01	-	-	○
京都土木	天神川	西院	京都市右京区西院東貝川町	2019/04/17 15:30	1.80	2.50	2.50	3.20	→ 0.62	0.00	-	-	○
京都土木	弓削川	五本松	京都市右京区北五本松町	2019/04/17 15:30	1.30	2.40	2.40	2.80	→ 0.21	0.00	-	-	○
京都土木	福野川	中地	京都市右京区北中地町	2019/04/17 15:30	2.00	2.90			→ 0.69	0.00	-	-	-
京都土木	桂川	上黒田	京都市右京区北黒田町	2019/04/17 15:30	2.50	3.50			→ 1.80	0.00	-	-	-
京都土木	桂川	関山	京都市右京区北関山町	2019/04/17 15:30	2.50	4.00	4.00	4.70	→ 0.42	0.00	-	-	○
淀川河川	桂川	保津峡(国)	京都市右京区保津橋町	2019/04/17 15:30	3.00				→ 0.08	0.00	-	-	-
淀川河川	桂川	岩倉(国)	京都市左京区岩倉倉倉町	2019/04/17 15:30	1.20	1.80			→ -1.74	0.00	-	-	-
淀川河川	桂川	桂(国)	京都市西京区桂渡原町	2019/04/17 15:30	2.80	3.80	3.90	4.00	→ 1.78	0.00	-	-	○
淀川河川	桂川	伏見(国)	京都市伏見区橋上ノ田町	2019/04/17 15:30					↑ -0.88	0.01	-	-	-
淀川ダム統管	桂川	納所(国)	京都市伏見区納所町	2019/04/17 15:30	2.00	3.50			↓ -3.31	-0.01	-	-	-

(現在の水位が、それぞれの河川水位観測所で一定水位(鴨川: 1.90M 桂川: 3.90M 天神川: 2.50M) に達すると、京都市から「高齢者等避難」が発令されます。)

下記 QR コードから、各情報ページへアクセスできます

河川の水位



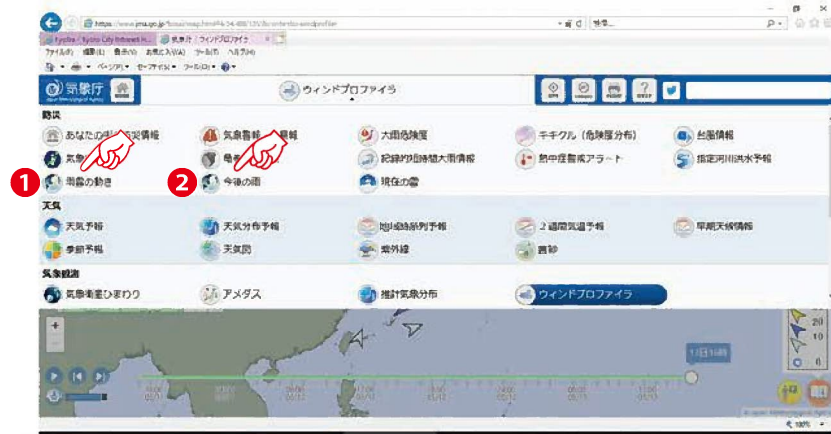
雨量の予測



## ●雨量の予測

河川水位の変化は、今後の雨雲の動きや降水量予測によって、ある程度予測が可能となります。

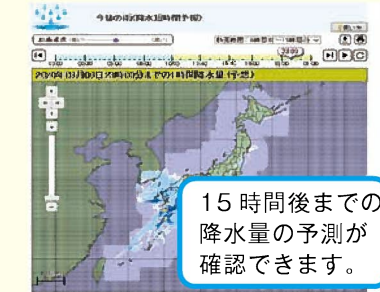
「気象庁ホームページ」では「雨雲の動き／今後の雨」が掲載されていますので避難行動や指定緊急避難場所の運営の参考にしてください。



### ①雨雲の動き



### ②今後の雨



## チェックリスト

- 天気予報(大雨警報, 台風接近)を確認する。
- 保存食, 飲料水, 薬, 貴重品など持ち出すものを準備する。

## 水害情報の収集方法

### ■京都市防災危機管理情報館：京都市防災ポータルサイト

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/index.html>

### ■京都市情報館

京都市の情報を発信,「京都市水害ハザードマップ 下京区・東山区版」が確認できます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### ■京都府河川防災情報

河川防災カメラ, 雨量, 河川水位, ダム放流情報等を掲載している。

<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/>

### ■気象庁ホームページ

大雨, 台風, 火山, 地震, 雨雲の動き, 今後の雨量等を掲載している。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

### ■ウェザーニュース減災プロジェクト

京都市がウェザーニュースと提携し全国から送られてくるウェザーレポート (画像付き情報) により地域に密着した状況を提供している。

[http://weathernews.jp/gensai\\_kyoto/#](http://weathernews.jp/gensai_kyoto/#)



## 避難行動は細心の注意と助け合い・支え合いが大切です

### 避難行動の確認 ⇨ 高齢者等避難 ⇨ 避難指示

#### ●避難をはじめのタイミング

「高齢者等避難」等の避難情報が京都市から皆様の携帯電話やスマートフォンに発信されますので、避難の準備をしてください。また、高齢者や妊産婦の方など避難に時間がかかる方は早めに避難を開始してください。(テレビなどの報道機関でも避難情報が発令されたことが報道されます。)

※京都市から避難情報が発令される前に指定緊急避難場所に行かれても、指定緊急避難場所は開設されていませんので注意してください。

#### ●誰ひとり取り残さない助け合い・支え合い

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や妊産婦, 怪我をされている方々も暮らしていますので、避難するときはお隣やご近所に声をかけあって行動しましょう。



### チェックリスト

- 避難するときはひとりでも多くの方と行動を共にする。(夜間や雨風が強い中での避難行動は危険です)
- ガス・電気・戸締りの確認をする。
- 周りに避難するのに困っている方がいないか確認する。
- 水害時の移動は紐靴など脱げない靴を使用する。(長靴は中に水が入り込むと脱げることがあります)
- 内水氾濫が発生している場所では、棒をもって歩行安全を確認する。(マンホールの蓋がずれていることがあります)



●水害時の車の移動は危険！

水害の状況は時間の経過によって大きく状況が変化します。「令和元年東日本台風(台風19号)」では河川の氾濫により車が流された事例が多く報告されているほか、交差する鉄道や道路などの下を通過するアンダーパスなど、周辺の地面よりも低くなっている道路では、冠水により車両に閉じ込められるケースが発生しています。



七条大宮四塚線 JR 高架下



須原通 JR 高架下



水没事例(他都市)

下京区内にはアンダーパスが5カ所あります(京都市水害ハザードマップ)



避難行動等

避難行動等



アンダーパスマーク

台風21号による記録的豪雨で、千葉、福島両県でお亡くなりになった方の半数は、避難中に車が水没したことなどによる「車中死」だったとみられています。

日本自動車連盟(JAF)によると、道路が30センチ以上冠水すると車のエンジンが停止、さらに水位が高くなるほど水圧でドアを開けるのに非常に強い力が必要となります。

※お車で避難されても、指定緊急避難場所には駐車スペースがない場合が大半です。

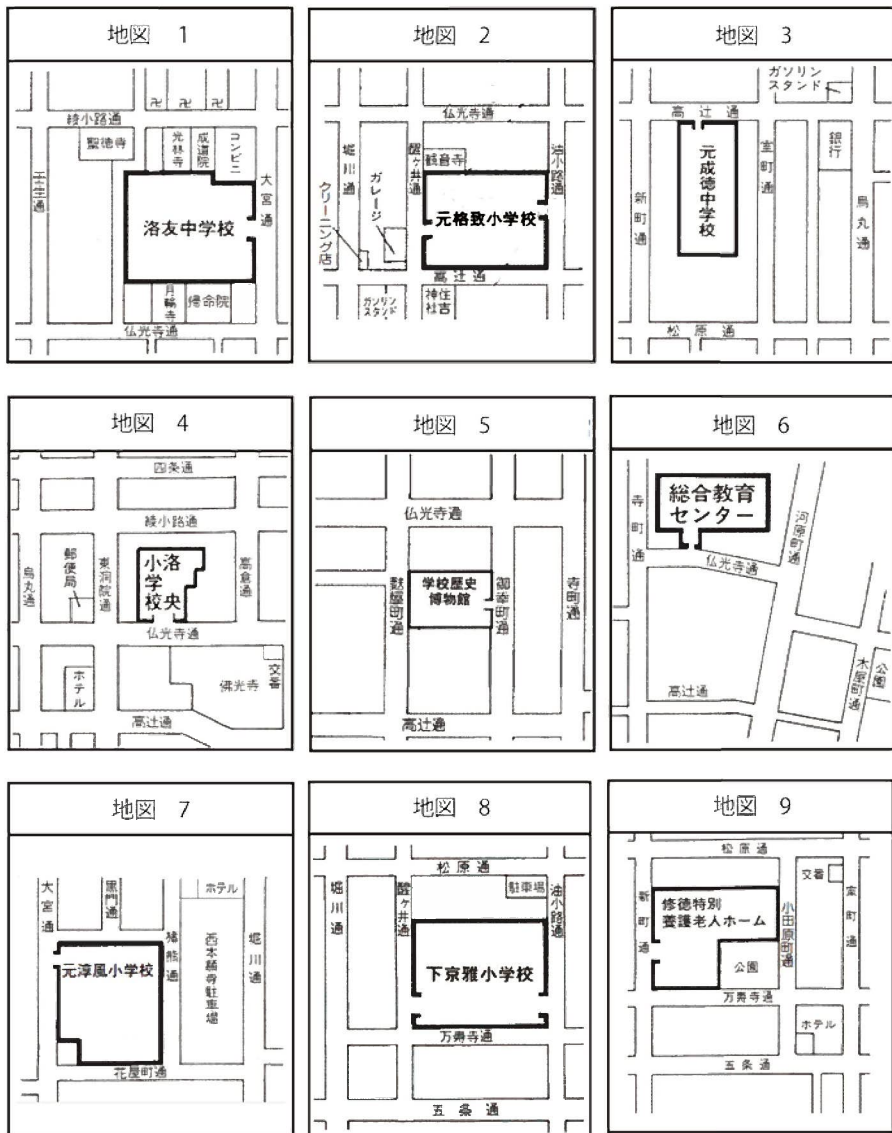
河川ごとの浸水範囲(学区単位)及び指定緊急避難場所

令和3年4月1日現在

学区	避難指示等の発令対象河川			指定緊急避難場所施設名		
	鴨川	天神川	桂川	施設名	住所	地区番号
郁文	○			洛友中学校	大宮通綾小路下る綾大宮町 51-2	1
格致	○			元格致小学校	高辻通堀川東入西高辻町 602	2
成徳	○			下京中学校成徳学舎 (元成徳中学校)	高辻通室町西入繁昌町 290	3
豊園	○			洛央小学校	仏光寺通東洞院東入仏光寺西町 345-1	4
開智	○			京都市学校歴史博物館	御幸町通仏光寺下る橘町 437	5
永松	○			京都市総合教育センター	河原町仏光寺西入富永町 344	6
淳風	○			元淳風小学校	大宮通花屋町上る柿本町 609-1	7
醒泉	○			下京雅小学校	醒ヶ井通松原下る篠屋町 59	8
修徳	○			京都市修徳特別養護老人ホーム	新町通松原下る富永町 110-1	9
有隣	○			元有隣小学校	富小路通五条上る本神明町 411	10
植柳	○			間法会館(西本願寺)	堀川通花屋町上る柿本町 600-1	11
尚徳	○			下京中学校	楊梅通新町東入蛭子町 120-1	12
稚松	○			稚松保育園	河原町通上釈設馬場上る若松町 420	13
菊浜	○			ひと・まち交流館	西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1	14
安寧	○			元安寧小学校	東堀川通木屋津橋下る御方紺屋町1	15
皆山	○			下京涉成小学校	下数珠屋町通間之町東入皆山町 438-1	16
梅逕	○			元梅逕中学校	大宮通八条上ル三丁目東側垣ヶ内町 248	17
大内	○	○		梅小路小学校	観喜寺町 3	18
光徳	○	○		光徳小学校	中堂寺坊城町 26-1	19
七条	○	○	○	七条小学校	西七条石井町 61	20
七条第三	○	○	○	七条第三小学校	西七条石ヶ坪町 5	21
				七条中学校	西七条御領町 32	22
崇仁	○			下京地域体育館	川端町 13	23
西大路	○	○	○	西大路小学校	七条御所ノ内西町 71	24

 指定緊急避難場所(水害)  
水害の危険から身を守るために  
一時的に避難する場所

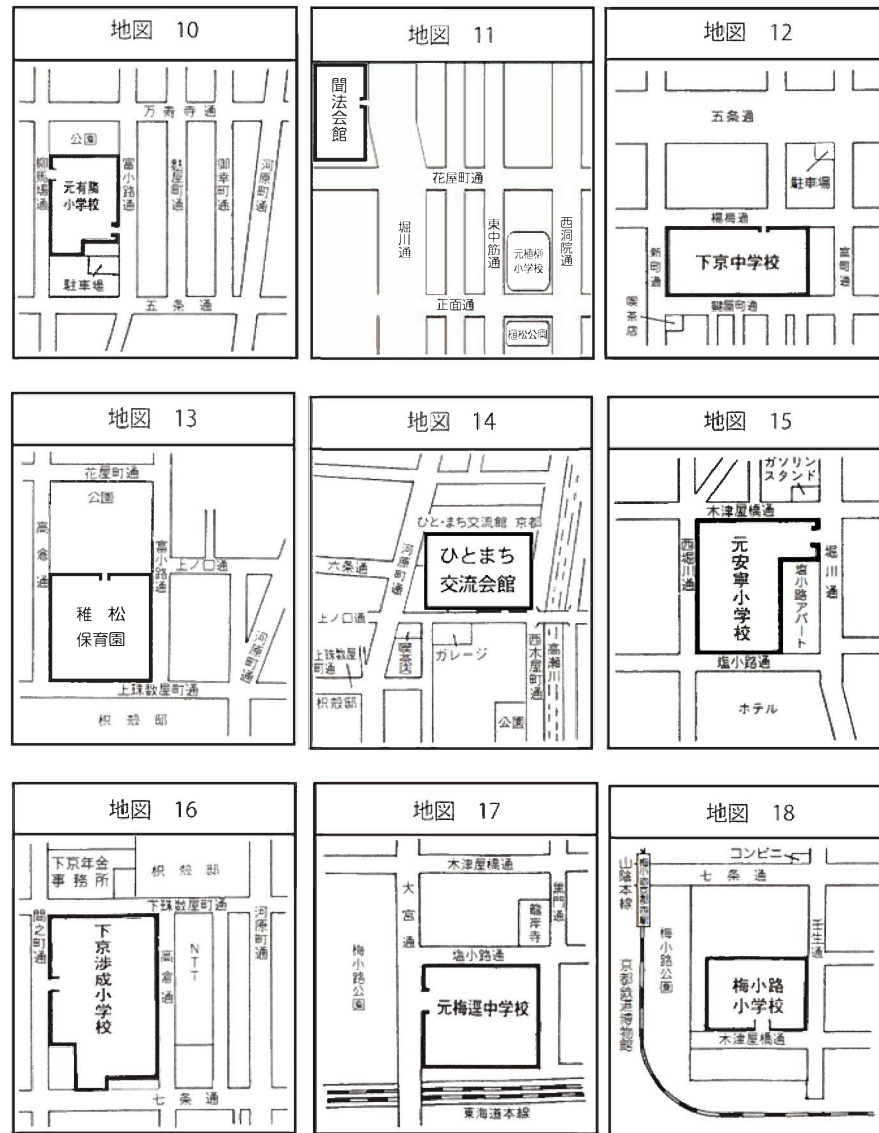
地図番号 1～9



避難行動等

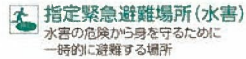
 指定緊急避難場所(水害)  
水害の危険から身を守るために  
一時的に避難する場所

地図番号 10～18

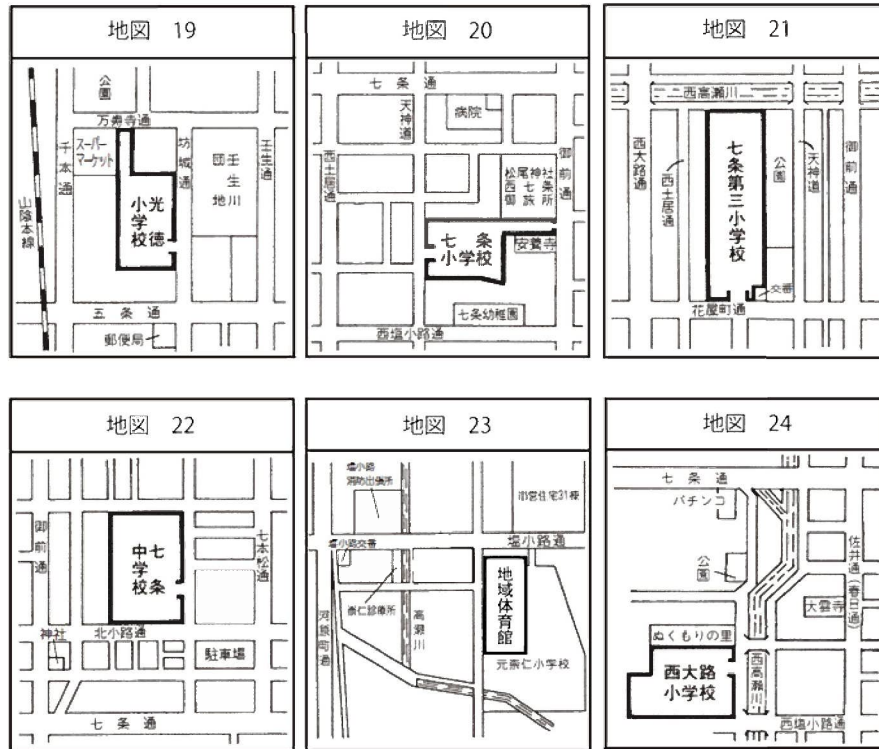


避難行動等





地図番号 19～24



避難行動等



## 保存食や飲料水等の支給はされません

## ●地震と水害の避難所の違い

地震時の避難所は自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設として開設しますが、水害時の避難所は災害から命を守るために緊急的に避難する施設(指定緊急避難場所)として開設されます。



## 指定避難所(地震)

長期間の使用

例：仮設住宅等への入所施設が完了するまでなど。

## 指定緊急避難場所(水害)

短期間の使用

例：河川の氾濫の恐れがある場合など。



## ●保存食や飲料水は支給されません

水害時で開設される「指定緊急避難場所」は、緊急的に避難する場所として開設しますので、公的備蓄(保存食や飲料水等)の支給はされません。日頃から保存食・飲料などを準備しておくことが大切です。

## ●「避難指示」等の解除と指定緊急避難場所の閉設

指定緊急避難場所が閉設され、帰宅する際は、周囲の安全に十分に留意し、できる限り集団(町内単位等)で帰宅してください。

## チェックリスト

- 自分に合った飲食物を持参する。
- 指定緊急避難場所では助け合おう。
- できる限り集団帰宅する。帰宅する際は自主防災会等(受付)に帰宅の旨を伝える。
- 困ったことがあれば自主防災会等に相談する。
- マスク、アルコール消毒液、体温計等を持参し感染症対策に努める。

避難行動等

## 被災に遭われた場合の支援制度について

### ●り災証明書

火災や自然災害等により、建物等のり災状況(被害程度)を認定し、公的に証明する書類です。 ※り災証明書を申請する場合に被害状況の写真が必要です。

### ●り災証明書の申請先

管轄する消防署：火災による被害を受けた場合。

下京区役所：自然災害など(火災以外)による被害を受けた場合。

発行番号 下京区 第 号

り 災 証 明 書	
申請者住所	〒
申請者氏名	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他( )

り 災 状 況	り災日及び理由	年 月 日 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他( )
	り災者住所	
	り災者	
	り災場所	
	り災物件種別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家(店舗・貸物件・その他( ))
	り災箇所	
り災者区分	<input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他( )	

り災した世帯の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄

り災程度	り災区分	浸水区分
	参考	
	その他	

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

京都市 下京区長 印

参考資料

## 火災や自然災害等に遭われた場合に利用できる支援制度について

### ●災害に遭われた皆様へ

京都市では、火災や自然災害等(地震、風水害、土砂災害、雪害など)に遭われた場合にご利用いただく支援制度等を、以下のとおり設けています。申請受付の締切日、必要書類及び被害状況等による適用の有無など、制度ごとに異なりますので、詳細につきましては、お手数をおかけしますが、各制度の担当までお問い合わせいただくようお願いいたします。

令和3年4月8日現在

番号	制 度	概 要	担 当	連絡先
1	り災証明書の交付	消防署又は区役所が、住家等の被害状況を調査し、火災の事実や自然災害による被害の程度を証明する制度。各支援制度の申請等にも必要となります。 【申請期日】 随時受付(自然災害の場合、建物被害認定調査に基づき被害の程度を証明します。)	【火災の場合】 下京消防署 【自然災害の場合】 地域力推進室 総務・防災担当	361-4411 371-7164
2	一般廃棄物処理手数料の減免	市内で発生した災害(火災、浸水等)により、現に居住する住宅に被害を受けた方に対して、災害により生じた一般廃棄物の処理手数料(ごみ処理手数料)を減額又は免除する制度 【申請期日：被災後、6箇月以内】	【火災の場合】 地域力推進室 総務・防災担当 【火災以外の場合】 環境政策局 環境総務課	371-7164 222-3450
3	災害による市営住宅への特定入居	地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災により住居を失った方に、公募によらず市営住宅への入居を認める制度 【申請期日：被災後、3箇月以内】	京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター	(住宅情報センター) 223-0750
4	災害による住宅情報の提供及び市営住宅の一時使用	市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた火災等被災者に対し、一元的に住まいの情報提供を行うとともに、市営住宅を無償で一時使用できる制度 【申請期日：被災後、1箇月以内】	被災者向け住宅情報センター	
5	災害見舞金及び弔慰金	【災害見舞金】 住居の用に供している建物が、本市の区域内で発生した災害により全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水、消火活動による冠水の被害に遭った世帯に見舞金を世帯主又は世帯主の成年後見人に支給する制度(世帯人数、災害の程度により5,000円～30,000円) 【弔慰金】 本市の区域内において、発生した災害により死亡した方の遺族に対して支給する制度(1人につき30,000円)	地域力推進室 総務・防災担当	371-7164
6	被災者住宅再建等支援金	市内で発生した災害により、被災した住宅の補修等の費用を補助する制度 ※本制度は、市内の被害状況により適用の有無を判断します。詳細は担当までお問い合わせください。	保健福祉局 保健福祉総務課 (被災者住宅再建等支援金担当)	222-3366
7	住民票の写し及び印鑑登録証明書の手数料の免除	災害により被害を受けた方及びその保証人となる方が、生活再建に必要な手続き(住宅修復や移転等の資金の貸付申請等)に利用する「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」の発行手数料を免除する制度 【申請期日：当該り災に関する生活再建が完了するまで】	市民窓口課 窓口担当	371-7191
8	税証明の手数料の免除	災害による生活再建のための手続きにおいて、証明書が必要な方及びその保証人となる方が税証明を請求する場合、発行手数料を免除する制度 ※「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類及び保証人については、り災者の保証人となっている契約書が必要です。 【申請期日：当該り災に関する生活再建が完了するまで】	市民窓口課 窓口担当	371-7191
9	市民税・府民税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住居用家屋や事業を営む者の事務所、その他農業所得により生計を維持する者の農作物等に損害を受けた納税者について、3割以上の損害を受けた場合に税額の全部又は一部を減免する制度(所得制限あり) ※「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類が必要です。 【申請期日：被災後、納期限まで(原則)】	行財政局 市税事務所 市民税第4担当	746-5872

参考資料

10	固定資産税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた固定資産について、損失の程度に応じて固定資産の税額の全部又は一部を免除できる制度 【申請期日：被災後、納期限まで】	【土地・家屋について】 行財政局 市税事務所 固定資産税第4担当 746-6462 (家屋担当) 746-6463 【償却資産について】 行財政局 税務部 資産税課 (償却資産担当) 213-5214	(土地担当) 746-6462 (家屋担当) 746-6463 (償却資産担当) 213-5214
11	軽自動車税の減免	災害により甚大な被害を受けた軽自動車等について、当該年度の軽自動車税(種別割)を減免する制度	行財政局 市税事務所 納税推進担当(軽自動車税事務所)	213-5467
12	納税の猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、市府民税等を納めることが困難となった場合、1年以内の期限を限度に納税を猶予する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	個人市・府民税(普通徴収)及び固定資産税(土地・家屋)・都市計画税 →市税事務所 納税第4担当 上記以外の税目 →市税事務所 諸課徴収担当	222-3458 222-3514
13	国民健康保険料の災害減免	火災及び震災、風水害、落雷、かけ崩れ等の崩落、干ばつ、冷害、凍害、霜害等自然災害によって家屋やその他財産に被害を受けた場合、及び資産の盗難にあった場合に、その損害割合に応じて保険料を減額する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	保険年金課 資格担当	371-7252
14	国民健康保険一部負担金の減免	災害その他特別の理由があり、一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、一部負担金を減免する制度(所得要件あり) 【申請期日：医療機関等への支払いが困難となった際に、担当までお問い合わせください。】	保険年金課 保険給付・年金担当	371-7254
15	後期高齢者医療保険料の災害減免	災害により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合に、その損額区分に応じて保険料を減額する制度 【申請期日：被災後、1年以内】	保険年金課 資格担当	371-7252
16	後期高齢者医療一部負担金の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅・家財等の財産に著しい損害を受け、一部負担金の支払いが困難な場合、被害状況に応じ一部負担金を減免する制度(収入、預貯金その他の要件あり) 【申請期日：被災後、1年以内】	保険年金課 保険給付・年金担当	371-7254
17	国民年金保険料の免除	居住する家屋等の財産が2分の1以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な場合、申請により保険料が免除される制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	保険年金課 保険給付・年金担当	371-7254
18	介護保険料の減免	火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、一定期間の介護保険料が減免される制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】 ※年度最初の介護保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。	健康長寿推進課 高齢介護保険担当	371-7228
19	介護保険利用者負担金の免除	火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、被害状況に応じ、利用者負担額を免除する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	健康長寿推進課 高齢介護保険担当	371-7228
20	敬老乗車証の負担金の減免	交付決定通知日から起算して、過去1年以内に災されていた場合、被害状況に応じて負担金を減免する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】		
21	障害のある方の障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る利用者負担額の減免等	災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	障害保健福祉課 障害難病支援担当	371-7217
22	障害児支援施設の利用に係る利用者負担額の減免	災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	市内全域(南区・伏見区管内を除く)：児童福祉センター 児童福祉センター(発達相談課)	801-9182
23	児童扶養手当及び特別扶養手当の所得制限の適用除外	ひとり親家庭や中程度以上の障害のある児童を養育する家庭で、住宅等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた世帯において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所得制限の適用が除外される制度(被害を受けた年の所得が所得制限を超える場合(翌年審査)は手当額の返還が必要です。)	【児童扶養手当】 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 【児童特別扶養手当】 障害保健福祉課 障害難病担当	371-7218 371-7217

24	保育所保育料負担金の減免	災害等によって収入の減少や資産の損失があり、それらの額が一定の基準を超える場合に保育所保育料を減免する制度 【申請期日：減免希望月の前月中】	子どもはぐくみ室 子育て推進担当	371-7218
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払猶予	災害その他やむを得ない理由により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた方が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったとき支払猶予する制度 【申請期日：猶予希望日の前月中】	子どもはぐくみ室 子育て推進担当	371-7218
26	学童クラブ事業等利用料金の免除	災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度 【申請期日：災害復旧経費の確定後、速やかに担当までお問い合わせください。】	利用されている市内各児童館、学童保育所及び放課後ほっと広場	利用されている施設まで御連絡ください。
27	児童福祉施設措置費等の徴収金の免除	災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問い合わせください。徴収金の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	<母子生活支援施設・助産施設以外> 児童福祉センター、第二児童福祉センター <母子生活支援施設・助産施設> 各区役所・支所 <障害児入所施設> 児童福祉センター、第二児童福祉センター	児童福祉センター(児童相談所) 801-2929 第二児童福祉センター(第二児童相談所) 612-2727 下京区役所子どもはぐくみ室 児童福祉センター、第二児童福祉センター 371-7218
28	就学援助(京都市立小・中学校)	火災または地震などの自然災害により被害を受け、経済的な理由によりお困りの保護者の方に対し、学用品費、給食費等を援助する制度 【被災後1箇月以内の申請であれば、被災日からの認定になります。】	各 京都市立小・中学校	
29	授業料の減免(京都市立高等学校)	火災または地震などの自然災害により著しい損害を受けた方を対象として、授業料を免除する制度 ※この制度の利用は「高等学校等就学支援金」の支給を受けられない方に限ります。 【授業料の減免は、申請書等が受理された日の属する月からです。】	各 京都市立高等学校	
30	教科用図書との給与	火災または地震などの自然災害により教科書を焼失、滅失した児童に対して、教科書を無償で給与する制度 ※就学援助制度の「要保護」「非要保護」に該当する方のみ 【申請期日：被災後1箇月以内(原則)】	各 京都市立小・中学校 各 京都市立高等学校	
31	農地・農業用施設の復旧支援	自然災害等により農地・農業施設が被災した場合、その復旧に必要な経費の一部を補助する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	産業観光局 北部農業振興センター 西部農業振興センター 東部農業振興センター 京北農業振興センター	493-6660 321-0551 641-4340 852-1817
32	林業用施設等の復旧支援	自然災害により森林被害(人工林のスギやヒノキ等)又は山腹崩壊を受けた場合、復旧に必要な経費の一部を補助する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	産業観光局 林業振興課 京北農業振興センター	222-3346 852-1817

(その他)  
京都府の災害に伴う府税の減免制度の対象  
不動産取得税、自動車税、自動車取得税、個人事業税の減免については、以下の京都府の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
不動産取得税・自動車税・個人事業税	京都府税事務所	692-1320
自動車取得税	自動車税管理事務所	672-6155

国税の減免制度の対象  
所得税等の減免については、以下の税務署の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
所得税等	下京税務署	351-9161



# 指定緊急避難場所開設～閉設の流れ (自主防災会・施設管理者)

## 1. 指定緊急避難場所の開設

- ① 自主防災会長・施設管理者は区役所から指定緊急避難場所開設の連絡が入りましたら施設の開設及び受入準備を整えてください。
- ② 指定緊急避難場所の開設準備が整いましたら、区役所総務防災担当へ準備完了のご連絡をしてください。(防災担当：075-371-7164)
- ③ 開設準備完了の確認後、京都市防災危機管理室から、「高齢者等避難」などの避難情報が発令されます。
  - ・ 皆様がお持ちの携帯電話又はスマートフォンに、災害時の緊急情報を伝える「緊急速報メール」が届きます。
  - ・ またテレビなどの報道機関でも避難情報が発令されたことが報道されます。

## 2. 指定緊急避難場所の運営

- ① 自主防災会等は避難者名簿の作成、情報収集、避難者対応を行なってください。
- ② やむを得ず避難者に対し公的備蓄(保存食や飲料水等)を使用した場合は、使用した品目、数量を記録してください。
  - ※各学区で購入されている備蓄品を除く
- ③ 避難者及び指定緊急避難場所の運営状況の把握に努めてください。
- ④ 指定緊急避難場所運営上、問題等が発生した場合は区役所総務防災担当へご連絡ください。(防災担当：075-371-7164)

## 3. 指定緊急避難場所の閉設

- ① 京都市が災害の危険性がないと判断しましたら、区役所から各自主防災会及び施設管理者に指定緊急避難場所の閉鎖の連絡をいたします。
  - 施設閉鎖後、区役所に閉鎖報告及び避難者数等の報告をお願いします。  
(施設の閉鎖後、報道関係で流れている指定緊急避難場所に関するテロップが削除されます。)
- ② やむを得ず避難者に対し公的備蓄(保存食や飲料水等)を使用した場合は、使用した品目、数量を区役所に報告してください。
- ③ 指定緊急避難場所閉設時、帰宅困難等の問題が発生した場合は速やかに区役所まで連絡してください。(防災担当：075-371-7164)

発行／下京区役所 地域力推進室  
発行月／令和3年6月  
京都市印刷物 第033057号



